



2023年5月29日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ニ レ コ
代表者名 代表取締役社長 久保田 寿治
(コード番号：6863 東証スタンダード)
問い合わせ先 取締役執行役員 管理部門長
裕 光司
(TEL 042-642-3111)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）を対象として、従来のストックオプション株式報酬を廃止するとともに譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入し、対象取締役に対し、本制度に基づき割り当てられる譲渡制限付株式の払込金額相当額の金銭報酬債権の支給のご承認を求める議案を、2023年6月23日開催予定の第97回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度を導入する理由

対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を深める事を目的とするものです。

2. 本制度の概要

(1) 対象取締役に対する金銭報酬債権の支給及び現物出資

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は、2016年6月28日開催の第90回定時株主総会において、支給限度額を100百万円以内（ただし、使用人分給与を含みません。）とした定額報酬及び支給限度額を最大50百万円として事業年度における連結業績の一定割合を支給する業績連動報酬並びに2021年6月24日開催の第95回定時株主総会において、ストックオプションとして割り当てる新株予約権の報酬枠を口数上限200個、年額30百万円以内とした株式報酬について、とそれぞれご承認いただいておりますが、株主の皆様との一層の価値共有を深めることを目的として、従来のストックオプション株式報酬を廃止し、その代わりに、当該報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の付与（1事業年度20,000株以内）と引換えにする金銭報酬債権を年額30百万円の範囲で導入することにつきご承認をお願いするものであります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会において決定することといたします。また、本議案の承認可決を条件として、既に割り当て済みのものを除き、上記のストックオプション報酬制度は廃止し、今後、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行なわないことといたします。

(2) 対象取締役が発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年20,000株以内とします。但し、当社が普通株式について、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたりは、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 対象取締役は、一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

3. 本制度の導入の条件

本制度においては、対象取締役に対し、譲渡制限付株式として発行又は処分される普通株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給するため、かかる金銭報酬債権の支給に必要な議案を本株主総会に付議するものとし、当該普通株式の発行又は処分は、本株主総会において同議案につき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

4. 当社の執行役員等への割当て

当社は、取締役を兼務しない執行役員及び従業員に対しても上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定です。

以 上